

經濟研究

第7卷 第2號

April 1956

Vol. 7 No. 2

社會政策理論と『窮乏化法則』

服部英太郎

I

社會政策學會第11回大會（1955・5）の共通論題として「國民生活の窮乏化と社會政策」がとりあげられたとき、この問題に關する理論的把握については、わずかに一報告者がベルンシュタイン＝カウツキーの全く前段階的な論争に言及しただけで、資本主義の全般的危機の兩段階における「窮乏化」理論の國際的水準が、報告・討論を通じて少しも攝取・検討されなかつたことは、甚だ奇異に感じられた¹⁾。この事實への反省を具體的契機のひとつとして、日本労働者階級の狀態に關する戰後の諸調査を、とくにソ同盟科學院經濟研究所の『經濟學教科書』に示された成果に基いて、相對的・絕對的窮乏化法則の視點から總括しようとする研究が急速に進められている²⁾。

1) 大友福夫「社會政策學會の第11回大會から」『經濟評論』第10卷第7號、1955參照。

2) 田沼肇、「勞働問題—貧困化の分析を中心」に『日本資本主義講座の檢討』本誌、第6卷第4號、1955。田沼肇・井出洋「勞働者階級の貧困化」『經濟學講座』（大月書店）第5卷 1955。大友福夫「資本の蓄積とプロレタリアートの貧困化」『經濟學教科書學習講座』（3）1956など。

敗戦後日本の國民的課題ともいべき「窮乏化」の問題の法則的・總括的把握に對する社會政策理論のこのような著しい立ちおくれは、先ず何よりも問題そのもののむずかしさに基くことはいま改めていうまでもない。資本主義の全般的危機の第一段階におけるこの同じ問題解明の研究成果を代表するものと見るべき、トロコンスキイ自らも「今日のマルクス主義文獻においては、この問題は満足に解明されておらないし、また『一般法則』の有效性も多數の革命的マルクス主義者の間でさえ暗黙の疑問の對象となっている³⁾」といわねばならなかつた。また全般的危機のこの第一段階とくに世界經濟恐慌期に多面的な視角から達成された國際的な理論水準の殆んどありますところのない攝取・検討の基盤にたって新たに展開されるに至ったユルゲン・クチンスキイの業績、『資本主義のもとにおける勞働者狀態の歴史⁴⁾』全7卷13冊さえも「それを缺いては勞働者階級の狀態に

3) Tolokonski-Nowitzki-Jakobsohn, *Das allgemeine Gesetz d. Kapitalistischen Akkumulation. Unter d. Banner d. Marxismus*, 4. Jhrg., 1. Ht., 1930, S. 39.
邦譯、『マルクス主義の旗の下に』第3冊、1930、26頁

4) J. Kuczynski, *Die Geschichte d. Lage d. Arbeiter unter d. Kapitalismus*, 7 Bde., 2. Aufl., 1952—55.

關於する包括的な觀念をうることのできない一連の諸現象⁵⁾」を遺漏なく取上げてはいないし、またそれらの總括的把握によって労働者階級の絶對的・相對的窮乏化法則を充分に說得的に確證することに成功したものとはいえない。ドイツ・アメリカ・イギリス・その植民地およびフランスの初期資本主義から全般的危機の現段階に至るまでのこの龐大な歴史的分析の總括的把握のための第7巻『労働者狀態の理論⁶⁾』はいま重ねて改訂中と傳えられているほどなのである。

しかし、「窮乏化法則」把握の問題自體のこのよくなむづかしさのほかに、われわれの社會政策理論のとくに著しい立ちおくれは、日本における社會政策理論そのもののうちに深く胚胎しているように思われる。戰争をはさむ期間における社會政策の生產力説の支配的地位、その理論的影響の深さ、また生產力説をめぐる「社會政策論争」の方法論争への「純化」=矮小化傾向と決して無關係だとはいえない。この論争の「不生産的」性格、「不毛性」の最もあらわな傷痕にほかならないことを改めて反省せねばならないであろう。

II

いったい、社會政策の理論的把握が、その傳統的概念にただ膠着していたかぎり、資本制的蓄積の一般法則、労働者階級の絶對的=相對的窮乏化の法則的把握は、最初から社會政策の理論自體にとって問題とはなりえなかった。ドイツ社會政策思想史においても「窮乏化法則」の批判的克服は、マルクス主義の修正派理論に委ねられていた。じっさい、修正派理論による「窮乏化法則」の否定は、傳統的社會政策理論との間のかつての對立を解消し、兩者接近の最も決定的な契機となった。第一次大戰前におけるブレンターノらの「社會改良協會」と社會民主主義修正派との團結の自由・労働協約制度の問題における協力關係は、このことを示す最も有力な歴史的例證だということがで

5) F. Oelssner, *Die Wirtschaftskrisen*, 1. Bd., 1955, S. 126, Fussnote. 邦譯 153 頁。

6) J. Kuczynski, *Die Theorie d. Lage d. Arbeiter*, 2. Aufl., 1952.

きよう⁷⁾。第一次大戰後かつての正統派カウツキーは、相對的窮乏化理論をさえも放棄するに至り、ドイツ社會民主主義の「組織資本主義=經濟民主主義」の社會政策理論は、全般的危機の國家獨占資本主義的傾向強化のうちに、かえって「窮乏化」理論の全面的な放棄・否定を前提としてはじめて展開されたものであった⁸⁾。この前提なくしては、労働組合はもはや單に賃金=社會政策の抗爭組織たることをやめて、新たに「民主主義的生産政策の擔當者」となるというヒルファーディングの展望⁹⁾もあたえられる筈はなかった。

ところで、日本における社會政策の生產力説=大河内理論は、周知のように『獨逸社會政策思想史』1936 初版と「社會政策の形而上學」(『社會政策の基本問題』1940 初版, 所收)との批判的業績の基盤によって展開されたのであるが、この生產力説の社會政策の本質把握、資本制生産の自然法則として労働力保全の內在的必然性を解明しようとする立場は、剩餘價值法則が資本主義の基本的經濟法則であることを理解しえず、したがってまた資本制的蓄積の一般法則の社會的表現としての労働者階級の窮乏化の問題は、問題となりえない理論構造をもつものであった。大河内教授が戰後はじめてマルクス主義理論と公然對決された論文「マルクス主義と社會政策」(1947) (『社會政策の經濟理論』1952, 所收) は、このことを最もよく示しているように思われる。なるほどそこにも「資本制經濟は、不斷に過剰人口を創出し、所謂『產業豫備軍』は、マルクスの述べているごとく、實に『近世產業の死活條件』となる」ということばはある。しかしそれはただ「資本の流通行程の均衡條件として生ずる社會政策」を基礎づけるためにすぎない。われわれはただ、產業豫備軍の存在によって、「第二部門における生産力の上昇と、これを購入すべき賃銀、俸給等との總額との間に一消費財の輸出を問題外とすれば一不可避的に

7) 拙稿「ドイツ社會保險の變轉と職業身分的社會政策論への道」東北大學研究年報『經濟學』第 5 輯, 1936, 178 頁。

8) 拙著『ドイツ社會政策論史』上卷, 1949, 69—70 頁。

9) 拙著前掲 64 頁。

轉隙が生ずることは當然である。かくして資本制經濟の發展に伴って、商品の生產力とその實現條件との間の矛盾はいよいよ劇しくなって行く。ここにおいて、不斷に繰返される恐慌、不況、販路の閉塞、過剰な商品と、半面には龐大な失業者および半失業者、總じて經濟學の所謂『有效需要』を何らもたない大衆とが對立する。このようにして、大衆の購買力を引き上げ、大衆を『有效需要』の所有者たらしめることは、一切の道義的な觀點から離れて、資本制經濟における總體としての流通の均衡を保たしめるための條件となる」という解明を求めるにすぎない。しかも「この種の社會政策は、……社會政策の全體の體系の中ではただ副次的な重要性を占めるに過ぎない」ことは、生産力說の理論構造から見て改めていうまでもない¹⁰⁾。もちろん、大河内教授の生産力說にもさらに直接、資本制的蓄積の一般法則、「窮乏化」の問題と關連する「產業豫備軍の理論¹¹⁾」「原生的勞働關係の理論¹²⁾」の二論攷があり、その主要な論點については、すでに岸本教授らによって充分に批判されたところもある¹³⁾。とくに見逃し難いのは、「資本制經濟の初期の段階において資本の蓄積に對して『產業豫備軍』の存在の盡した役割は、即ちその『窮乏、勞働苦、奴隸狀態、無知、兇暴、道德的墮落』が資本の蓄積に對して盡した貢獻は、今や勞働立法と勞働組合を媒介とする健康で自主性豊かな勞働階級がその合理化され、平準化された勞働條件を通じて盡すことになる¹⁴⁾」という社會政策と勞働組合による產業豫備軍代位論であり、ここに見出されるのは、蓄積の一般法則=「窮乏化法則」の作用の單なる「變容」ではなく、法則自體の端的な否定にほかならない。さらに、先進資本主義國における原生的勞働關係の排棄、その

重荷の後進資本主義國、植民地、半植民地國への移讓、すなわち「帝國主義の落ち穂」としての原生的勞働關係排棄の可能性と、日本のごとき後進資本主義國の資本蓄積の樁杆としての原生的勞働關係の固定凝結の必然性とが對照せしめられているのは¹⁵⁾、資本主義のもとにおける社會政策=勞働力保全の「鐵の如き堅固不動の必然性」という生産力說自らの論理の否定にほかならぬのみではなく、「勞働條件改善のための鬭爭は結局帝國主義的政策の擴大と結びつかない限り何らの成果をあげ得ないということになる¹⁶⁾」「帝國主義的社會政策論以外の何物でもない¹⁷⁾」という批判を免れ難いであろう。また、大河内教授によれば、帝國主義段階における產業豫備軍の問題の世界經濟全體の問題への擴大による、先進國の產業豫備軍の漸次的消滅と後進資本主義國、植民地、半植民地群の廣大な產業豫備軍の生産とが對置されて、「完全雇傭は、……支配的地位に置かれた資本主義經濟の場合にのみ成立する¹⁸⁾」ものと規定されている。

周知のように、資本制的蓄積の一般法則の定式化とともに、マルクス自ら同じ『資本論』において、19世紀の後半イギリスでこの法則の實現を變容させた諸事情を解明し、產業豫備軍を吸收し勞働者階級の窮乏化を緩和した3つの要因一大衆的國外移住、市場獨占と植民地掠奪及び重工業の發達一を析出している。このことは、19世紀の後半期には資本主義的蓄積の一般法則の作用が、資本主義の不均等的發展の法則の作用のために變容され弱化せしめられたことを意味する¹⁹⁾。ところで、產業豫備軍の問題が「個々の資本主義經濟の問題から帝國主義的世界經濟全體の問題に擴大される」時期に至れば、資本主義の不均等發展法則はもはや蓄積の一般法則の作用を弱めずかえってその作用を強める。生産力說が規定するように「先進國における『產業豫備軍』の漸次的な消滅への展

10) 大河内一男、『社會政策の經濟理論』1952, 67—68頁。

11) " 「產業豫備軍の理論」『經濟評論』第2卷第1號, 1947。

12) " 「原生的勞働關係の理論」『經濟評論』第3卷第5號, 1948。

13) 岸本英太郎『社會政策論の根本問題』1950, 前篇第3章参照。

14) 大河内一男、『經濟評論』第2卷第1號前掲論文, 15頁。

15) 大河内一男, 同, 第3卷第5號前掲論文, 6, 9頁。

16) 吉田義三, 「實質賃金の長期的變化の傾向」『經濟學雜誌』第22卷5・6號, 1950, 30頁。

17) 岸本英太郎, 前掲83頁。

18) 大河内一男, 『經濟評論』第2卷第1號論文, 17頁。

19) Tolokonski-Nowitzki-Jakobsohn, (a, a, O.), Nachwort d. Redaktion S. 58.

望とは全く反対に、そこで異常な慢性的失業こそが、かえって「完全雇傭」の理論と政策とを必然的ならしめたのではなかったか。社会政策の生産力説は、まさに蓄積の一般法則＝「窮乏化法則」の核心にせまりうる原生的労働関係と産業豫備軍との不可分の相關的な問題をとりあげながらその到達した理論の限界は、このようなものであったのである。

III

かくて、資本主義の全般的危機の新たな段階における社会政策理論の最も基底的な課題、労働者階級の絶対的・相対的窮乏化法則の把握、解明のためには、先ず社会政策の生産力説批判という迂路を経なければならなかった。社会政策の生産力説を充分に克服せずに、「窮乏化法則」を基礎とした社会政策理論の成立を期待することはできなかつたのである。このことは、あたかも同じ段階の、より実践的な領域で、「労働力の價值貫徹」論を克服し、「最低賃銀制の如き社会政策は、……労働力の價格をその價值どおりに購買せしむることを本質とする²⁰⁾」と規定されていた戦前からの理論の傳承をたち切らずには、敗戦後生活の窮乏化の進展に対する抵抗、賃銀闘争を基礎づけるに足る「最低賃銀理論」をたてることができなかつた事情と相照應するものであった。社会政策論争それ自らも、まさに「窮乏化法則」をめぐって戦後の最低賃銀論争²¹⁾と照應するものであったことを知るべきである。

しかしながら、社会政策論争の最初の段階においては、生産力説の方法論的批判から導き出された岸本教授の社会政策理論も、資本制生産の内在的合則性、商品労働力の價值法則によって、「労働力の標準的搾取」確保の資本制的必然性を基礎づけようとするものであった。すなわち、商品労働力の價值法則の理論的実践的意義が、剩餘價值創出の経済機構的祕密の解明にあることが見逃されており、理論の著しい顛倒といわねばならなかつ

20) 風早八十二、『労働の理論と政策』、1938、91頁。

21) 黒川俊雄、『戦後日本における最低賃金論争』—『講座資本論の解説』2、1951。

た。岸本教授の『社会政策論序説』(1949・11)の段階がそれであった。しかし、最低賃銀論争における「労働力の價值貫徹」論の克服過程に照應して、社会政策論争の進展過程においても、やがて岸本教授の社会政策理論は、資本制的蓄積の一般法則の貫徹による労働者階級の絶対的窮乏化、労働力の價值以下への賃銀の切下げに對する理論的反省から、當初の理論の最も核心的な構想—「労働力の標準的搾取」の確保が、「大河内理論からの傳承的誤謬²²⁾」にすぎないことを認めねばならなかつた。資本制的蓄積の一般法則に對する岸本教授の解説は、その萌芽的な形態ではすでに『序説』収録の論文「社会政策分析の方法論」の一節「産業豫備軍と原生的労働関係」における大河内教授の前掲二論文批判のうちにも示されていた。しかし資本制的蓄積の絶対的・一般的法則が、「窮乏化法則」にほかならぬことを明確に把握し、資本制生産の自然法則としての「窮乏化法則」によつて、社会政策理論を確立するに至つたのは、『社会政策論の根本問題』(1950・11)の前篇「資本制生産の自然法則と社会政策」においてであった。

資本制的蓄積の絶対的・一般的法則は「他のあらゆる法則と同様に、その實現に際して多様な諸事情によって變更される²³⁾。」ところで、この諸事情の基本的なものは、「労働者階級の組織的な抵抗とその成果としての社会政策諸立法である²⁴⁾」と規定しながら、しかも労働者階級の組織的な抵抗そのものとの關連においてではなく、専ら社会政策立法との關連において、「窮乏化法則」を明らかにしようとするのが、岸本教授の新著『窮乏化法則と社会政策』(1955・12)の主要な課題であった。これによつて労働者階級の絶対的窮乏化法則を間接的に論證しようとする企ては、どれほど日本の社会政策理論における「窮乏化法則」把握のこれまでの立ちおくれを取戻し、また眞に説得的なものとなることができたであろうか。その検討に先

22) 岸本英太郎『社会政策論の根本問題』1950、はしがき、1頁。

23) マルクス、『資本論』第1卷邦譯、青木文庫版、996頁。

24) 岸本英太郎『窮乏化法則と社会政策』、1955、はしがき、2—3頁。

立って岸本教授が「窮乏化法則」との関連において最後的に到達された社會政策の本質規定を顧みておかねばならない。「社會政策は、勞資の階級關係の安定を通じて産業平和を確保・維持するため（社會政策の本質における政治的=社會的契機），國家の法的強制によって行われる資本による労働力の價值收奪に對する抑制緩和策（社會政策の本質における經濟的契機）である²⁵⁾。」かくて「社會政策が労働條件の維持改善による勞資協調策である、とされた傳統的概念は守られねばならないのであり²⁶⁾、「また社會政策的「讓歩そのものの中にそれを制限するものが織りこまれてゆくのである。……讓歩は鞭付飴である²⁷⁾。」ことを呉々も見逃すべきではない。さらに「資本主義社會には、特に労働力を保全・培養しなければならない經濟的な不可避性はないのである。」「何等の配慮もしない資本家階級に對する労働者階級の抵抗が、資本家階級を讓歩せしめ、その結果として労働力が『保全』・『培養』されるのである²⁸⁾。」この生産力説への方法論的訣別は、また當然、クチンスキーノの労働時間短縮の「二要因説」排撃となってあらわれずにはおかなかった。「労働者階級のますます増大する抵抗と從來の生産=搾取方法をこれ以上つづけることの技術的生物學的不可能性とによって労働時間は短縮される。その際、この二原因が演ずる役割は、各國によって全く異っている²⁹⁾」というクチンスキーノの周知の規定とは對蹠的に「絕對的剩餘價值生産の限界が、資本家をして自ら相對的剩餘價值の生産へ移行せしめるのではなく、労働者階級の抵抗が、標準労働日の確定を餘儀なくせしめ、これが相對的剩餘價值の生産へ移行せしめるのである³⁰⁾」として、社會政策の「社會的必然性」による一元的把握を貫徹している。資本制的蓄積の絶對的・一般的法則=「窮乏化法則」の實現を變更する諸事情のうち基

本的なものとして、岸本教授がそれによって「窮乏化法則」の貫徹を間接的に論證しようとされた社會政策立法は、以上のごとき社會政策の本質把握に基く視角から把えられている。

VI

このような視角から先ず取上げられたのは、イギリス社會政策史における團結禁止法撤廢にはじまる労働組合社會政策と標準労働日の確立・發展を意味する工場法的社會政策とが、イギリス労働者階級の狀態にどのように影響し、「窮乏化法則」の貫徹の問題とどのような關連をもったかの分析であった。この問題提起について、すでに見逃し難いのは岸本教授が、ひとたび「窮乏化法則」の實現を變更する基本的な諸事情として、労働者階級の組織的な抵抗をあげていたにもかかわらず、全く同じ「窮乏化法則の把握が目的だから」という理由のもとに、「労働運動の發展……は餘り問題にしない³¹⁾」といっていることである。じっさい、イギリス労働組合社會政策や工場法の獲得・擴充並びにその縮限・奪還防衛のための労働者階級の組織的抵抗とその成果および資本制的限界については、鋭い簡潔な分析記述が見出されるが、「窮乏化法則」の實現の變更を最も直接的に要求しようとする労働運動、ことにストライキ運動の歴史的分析は、かかるものとしては、殆んど取上げられてはいない。フレット・エルスナーが『經濟恐慌』の中で、クチンスキーノの『ドイツにおける労働者狀態の歴史³²⁾』の「窮乏化法則」貫徹に関する分析の缺陷のひとつとして、資本主義國家のいわゆる労働組合社會政策ではなく、労働運動一般でもなく、とくにストライキ運動を顧慮していないことを指摘し³³⁾、また、ソ同盟科學院經濟研究所編『第二次世界戰爭後の資本主義諸國の經濟構造統計集』の第七章資本主義諸國におけるプロレタリアートの貧困化が、とくにストライキ

25) 岸本英太郎、前掲 55 頁。

27) 同、56—57 頁。

27) 同 55 頁。

28) 同、133 頁。

29) J. Kuczynski, *Die Theorie d. Lage d. Arbeiter*, 2. Aufl. 1952, S. 129.

30) 岸本英太郎、前掲、50 頁。

31) 岸本英太郎前掲、63 頁。

32) J. Kuczynski, *Die Geschichte d. Lage d. Arbeiter in Deutschland*, 1. Aufl., 1946, Bd. I u. II.

33) F. Oelssner, *Die Wirtschaftskrisen*, 1. Bd. 5. Aufl., 1955, S. 126, 邦譯、153 頁。

運動（第27表），戦前5年にくらべて戦後5年におけるストライキ運動の擴大（第28表）に關する統計表を掲げ、「窮乏化法則」の實現を變更する最も決定的な要因を明確にしているのに比べて、極めて對蹠的な見解といわねばなるまい。

改めていいうまでもなく、資本主義の全般的危機のとくに第二段階において、労働組合社會政策一團結權の確認、爭議權、ストライキの自由は、益々狹隘化され、労働組合社會政策に本來、性格的な「鞭付飴」中の鞭=監視・彈壓の要素が急速に擴大されるに至った。このとき、イギリス労働組合社會政策一労働組合法の生成と變轉の過程を分析し、讓歩の獲得とその奪還に對する組織的抵抗の歴史的意義と限界とを示すことは、極めて重要な課題にはちがいない。しかし、窮乏化の不斷の進行に對する抵抗が、すでに労働組合社會政策の合法的な枠のなかに一枠自體の廣狭の差如何にかかわらず一收まりえなくなつたことに、とくに現段階的な問題がある。このことは單に、歴史的かつ現時的な制約によって團結權確認のとくに狹隘な日本労働組合の鬪争のみではなく、西ドイツ・イギリス・アメリカ・フランス等主要資本主義諸國の労働組合の賃銀鬪争一労働力の價値收奪の單なる抑制・緩和を求めるための鬪争すらも、労働組合社會政策の合法の枠、或いはそれに忠實な幹部指導を超えて展開されてることによつて充分示されている。絕對的窮乏化法則を、労働者階級の組織的抵抗の發展、とくにストライキ運動自體の歴史的分析によつてではなく、資本制國家の労働組合社會政策の枠を通じて間接的に論證しようとされた岸本教授の企圖が、殊に現在充分の説得力をもちうるか、疑問とせねばならない。

さらに、資本主義の全般的危機の段階においては、労働組合社會政策は、岸本教授の指摘された「讓歩そのものの中にそれを制限するものが織りこまれてゆく³⁴⁾」産業資本主義段階的な單なる「鞭付飴」からその性格を決定的に變貌させる。すなわち、獨占資本殊に國家獨占資本が、労働組合上層幹部の組織労働者統制の強大な傳統的力に依

存して、労働組合の組織機能を資本主義體制の異質的構成成分から積極的構成成分に組み替え、獨占資本・國家獨占資本の經濟政策・生產政策への協力組織に轉化させて行くことがそれである。第1次大戰後ドイツ國家獨占資本主義が、社會民主主義的労働總同盟を、產業合理化=生產性向上政策への組織的協力に導き入れることに成功し、產業合理化=生產性向上のもたらした必然的な犠牲一絕對的窮乏化の進展に對する労働者階級の組織的抵抗力を奪い去り、最も具體的にファシズム労働組織統制への道を用意したことが、その歴史的先例である³⁵⁾。そしていま、この歴史的先例は、アメリカ獨占資本の主導のもとに、西ドイツ・イギリス・フランス等西歐資本主義諸國および日本の生產性向上運動として承繼され展開されている³⁶⁾。また、じっさい「窮乏化法則」の貫徹とその變更の問題は、この生產性向上運動との關連において、とくに取上げられている³⁷⁾。しかるに、岸本教授のイギリス労働組合社會政策の歴史的分析は、1927年の労働組合法批判で打ち切られ、獨占段階の社會政策と「窮乏化法則」との關連の分析は、専ら社會保險・社會保障の領域に移されている。「社會政策が労働條件の維持改善による勞資協調策である、とされた傳統的概念は守られねばならないのであり、それを科學的に究明、規定することは、民主主義を擁護し、ファシズムを防遏する道へと通ずるのである³⁸⁾」という信條は、とくに『窮乏化法則と社會政策』を貫徹して搖ぎないところである。しかし、自己のひとたび到達した社會政策の本質規定から外れるものは、ことごとく社會政策ではないとして一蹴して顧みない執拗な理論的狹隘性は、この信條に忠實なゆえんである。

35) 摘著、『ドイツ社會政策論史』上巻、1949、特に第1編第2章参照。

36) 勞働調査協議會編、『生產性向上運動』1955。摘要、「生產性向上運動の意味するもの」『法律時報』第27卷第9號、1955 參照。

37) 上杉捨彦、『生產性向上運動と労働者階級の相對的絕對的窮乏化』(1)、『經濟志林』、第23卷第2號、1955。大友福夫、『資本の蓄積とプロレタリアートの貧困化』、『經濟學教科書學習講座』(3)、1956. など参照。

38) 岸本英太郎、前掲、56—57頁。

うか。「労働問題を社會政策的視角から究明する社會政策學の importance」は、「現時において特に大きくなっている³⁹⁾」ことは、われわれもまた痛感する。しかし、岸本教授の社會政策本質把握が、「社會政策論争」を通じて見られたものに限定されているかぎり、「社會政策學から意識的に離れようとする社會政策學者が現われはじめている⁴⁰⁾」のも避け難い歸結といわねばならないであろう。

V

近代社會政策の端初=基礎形態といるべき工場法の標準労働日の確定が、産業革命後の「原生的勞働關係」の支配狀態のもとにおける肉體消磨的=道德破壊的勞働克服の道をひらき、勞働者の肉體的エネルギーの回復とともに、彼らの階級としての知的向上、社會的政治的活動の可能性を與えたことは確かに事實であった。しかし工場法の實施のため労働日の延長による絕對的餘剩價値の増進が不可能になると、機械體系發展の促進による相對的餘剩價値の生產に没頭することとなり、工場法による労働日の短縮にともない、かえって勞働者の健康、労働力そのものを破壊する勞働の強化が訴えられるに至ったことは、社會政策史の明白に示すところである。社會政策による労働力の收奪緩和が、結局、労働力搾取の形態變化—その高度化、複雑化に歸着することは、イギリス工場法による標準労働日確定の結果によって古典的に例證されている。工場法の成立發展による原生的勞働關係の克服は、資本の搾取方法を、労働日の延長による絕對的餘剩價値の生產から、労働の内包的強化による相對的餘剩價値の生產に轉換させたのみで、資本制的蓄積の一般法則による勞働者階級の窮乏化の必然的傾向を阻止できたわけではない。『資本論』における蓄積の一般法則=勞働者階級の「窮乏化法則」の展開にあたって例證とされているのは、資本主義が巨人のような生產の發展を示し、したがって近代社會を通じて資本制的蓄積の研究に最も好都合であったとともに、また近代社會政策としての工場法による原生的勞働關

係が一應克服され、かつ自主的勞働組合運動も急速に發展していた1846—66年の20年間のイギリス勞働者階級の榮養および健康狀態、住宅事情、道徳の低下などの實態にほかならぬことを見のがしてはならないであろう。

ところで、獨占=帝國主義段階にはいってから、資本制生產=搾取の方法は、新たに絕對的餘剩價値の生產（1850年頃までの支配的形態）と相對的餘剩價値の生產（19世紀後半期の支配的傾向）との兩方法を結合するに至り、腐朽しつつある資本主義は、洗練された搾取方法（相對的餘剩價値の生產）に加えて、原始的搾取方法（絕對的餘剩價値の生產方法を用いはじめた。クチンスキイは、資本制生產=搾取方法のこの新たな轉換を指摘して「野蠻性のはじまりであり、驚くべき搾取の強化である⁴¹⁾」といっているが、なおわれわれは、「洗練された搾取方法」自體の問題として、レーニンのいわゆる『汗をしぶりだす「科學的」な制度』すなわち、近代アメリカ型勞務管理と結びついた「苦汗賃金制度」、ティラーおよびフォード両システムの新たな諸變種としての賃金支拂形態の成立發展をあげねばならない⁴²⁾。さらに全般的危機の世界經濟恐慌期に及んで、近代社會政策の端初=基礎形態、工場法の標準労働日確認の意義そのものさえも搖ぎはじめたのである。舊ドイツ勞働總同盟自らによって1931年提案された「40時間労働週」は、恐慌期の大量失業者の生產過程への再編入のために、操短労働の普遍的制度化を企てようとしたものであって、社會政策の全歴史を通じて、賃銀引上げの要求と結びついてはじめて發展して來た労働時間短縮のための社會政策的努力は、労働時間短縮によっておこる賃銀喪失の補整（Lohnausgleich）ぬきの、すなわち賃銀引下げのための要求として現われるに至った⁴³⁾。「恐慌は、その媒介によって勞働者階級の窮乏化が貫徹せられる最も徹底的な手段である⁴⁴⁾」ことは、エル

41) J. Kuczynski, *A Short History of to the Present Day, Labour Conditions in Great Britain*, 1750—1945, P. 105. 岸本氏前掲, 273—274頁参照。

42) 『經濟學教科書』第1分冊, 1955, 212—216頁参照。

43) 拙著, 『ドイツ社會政策論史』上卷, 1949, 186

39) 同, 57頁。

40) 同, 57頁。

スナーが、恐慌の社會的諸結果に關する歴史的分析によつて論證したところである。しかるに、世界經濟恐慌は、ほんらい、「窮乏化法則」の實現を變更させる最も基本的な事情であるべき筈の労働組合運動、その社會政策的要要求自體を、民主主義體制のもとにおいてさえも、かえつて「窮乏化法則」貫徹のための一手段に轉化せしめたのである。しかも、これが歴史の過去における一回きりの出来事として片付け難いものを含むとすれば、經濟恐慌・「窮乏化法則」・社會政策の關連において、改めて取り上げられねばならないであろう。

労働力の價値以下への賃銀の低下傾向は、資本制生産の必然的傾向であるが、獨占支配のもとに新たな發展段階に到達するに至つた。「労働者の生活資料の價格と『労働の價格』すなわち賃銀との間の開きは益々甚しくなり、獨占的收取と獨占的超過利潤の形成との眞實且つ直接の一表現となつてゐる⁴⁵⁾。」この開きは、全般的危機の時代に愈々深刻化し、セレブリヤーコフによれば、4つの基本的な面にあらわれる。「獨占價格の變動と労働者が受取る賃銀との間の開き、卸賣物價と小賣物價との開き、賃銀と生計費との間の開き、および賃銀と獨占利潤との間の『鉗状差』がすなわちこれである。ここに形成されている複雑な價格形成の機構全體は、巨大獨占資本家の利益のためにする必要價値の益々大なる收取の機構である。この機構は、その一面において、プロレタリアートの窮乏化を強め、他面において、獨占者たちの富を増大せしめている⁴⁶⁾。」かくて、獨占=帝國主義段階の生産・流通過程にわたる「窮乏化法則」の貫徹は、その抑制・緩和の課題をこれまでの社會政策體系の枠内において全く處理し難かしめるに至つた。とくに全般的危機の第一段階の産業合理化と世界經濟恐慌過程において主要帝國主義諸國で生じた失業は、單に龐大な量だけではなく、長期にわたつて持続する慢性的性格と獨占資本主義の構造的變化に基づく構成的性格とにおいて、資本制

頁以下参照。

44) F. Oelssner, a. a. O. S. 141. 邦譯 170 頁。

45) セレブリヤーコフ著、堀江邑一譯『獨占資本と物價』、1937, 117 頁。

46) 前掲 324 頁。

的蓄積の要件としての産業豫備軍である代わりに、資本主義經濟機構を崩壊に導く一動因となりその基礎を搖り動かすものとさえなつた。

獨占=帝國主義の段階においても、労働者の狀態を規定する諸要因、労働者階級窮乏化の諸指標一たとえばクチンスキイのあげた 16 の指標⁴⁷⁾、ソ同盟の前掲『統計表⁴⁸⁾』の 1—26 表一が、絶えずことごとく労働者階級に不利に發展したとはいえない。この段階においても資本は、労働者の生活狀態切下げのために、そのときどきによって主として利用する要因を異にするからである。問題は、窮乏化の個々の指標のそのときどきの變動いかんにかかわらず、全體としての労働者階級の繼續的な絕對的窮乏化がとくにこの段階において急速に進行することにある。全般的危機の第 2 次大戰後の新たな段階に、この問題に對決せんがために現われたのが、近代社會政策=社會保險制度と救貧=社會事業との總合體系としての社會保障制度であった。『經濟學教科書』が、資本主義的社會保險・社會保障制度批判を殆んど全く缺いていることは、とくに窮乏化の現段階的な把握が問題である折柄、社會政策研究者の間の共通の不満であった⁴⁹⁾。岸本教授の『窮乏化法則と社會政策』のイギリス社會保障制度の周到な分析⁵⁰⁾は、この點についてとくに參照さるべきである。

われわれは窮乏化の問題との關連において、イギリス社會保障制度を次のように把握する。社會政策および救貧=社會事業の歴史的・制度的遺產と労働組合および労働黨に結集したイギリスの労働者階級、勤労者階層さえも、資本主義の全般的危機の慢性的失業と生活の窮乏化の進展とによって、最低生活水準の國家保障を缺けば、いつ被救恤民的窮乏状態に陥没するかも知れぬ危險に脅かされるに至つた。近代社會政策としての社會保險制度

47) J. Kuczynski, *Die Theorie d. Lage d. Arbeiter*, 2. Aufl., 1952, S. 71.

48) ソ同盟科學院經濟研究所編、『第 2 次世界戰爭後の資本主義諸國の經濟構造一統計表一』、1955, 225 頁以下。

49) 「『經濟學教科書』の研究」—『經濟評論』、第 10 卷第 9 號、1955 參照。

50) 岸本英太郎、前掲、118—147 頁參照。

の保険という機構および機能の枠内では、労働者階級並びに勤労者階層の窮乏化の諸要因に、対抗することはできなくなった。かくて、近代社會保險とエリザベス救貧法以来の社會事業との統合形態として實現されるに至ったイギリス社會保障制度は、周知のように國民の全生活を「搖籃から墓場まで」あらゆる事故と最低生活基準において把握し保障する筈のものであった。しかし現在の保障は、最低生活水準をはるかに下回るものにすぎず、その支出は、約 57% が國家および地方財政、他は被保險者=労働者と資本家との社會保險掛金釀出でまかなわれている。労働者の釀出負擔はもちろん、國家・地方財政の負擔さらに資本家の釀出分も決して剩餘價值部分から支拂われているとはいえない。社會保險による「産業負擔」に対する資本家階級の怨嗟・反撃が傳統的にどれほど根強いものがあろうとも、資本家の釀出分もそれだけの賃銀の低下・保留によるもので決して「それだけ不拂労働部分が労働者階級に還元したことになり、……搾取はその限り緩和されたことになる⁵¹⁾」わけのものではない。また、それだけ生産費が昂騰したとしても、價格の引上げ、特に獨占價格の構成によって一般消費者=被保險者=労働者階級に轉嫁されるか、流通・生産過程の合理化によって負担は排轉される。かくて、社會保障制度の龐大な經費も、労働者階級、勤労國民階層自らの迂回的負担に歸着するものといわねばならない。しかるに、社會保障制度こそは、まさにこのようなメカニズムによって労働者階級の全生活のうち國家機構を通じて支持される部分の意義と數量とを、傳統的な社會保險制度に比べて遙かに増大させる。社會保障制度の給付は、究極において労働者所得の内的構成を變えるにすぎないにしても、それはまさに彼らが最も必要とするちょうどそのときに、國家を傳達機關としてあたえられ、彼らの窮乏化を一時的に緩和し破局をくいとめる。イギリス的規模における社會保障制度は、労働者階級の全生涯にわたる全生活の國家への依存を決定的にさせ、このような「福祉國家」こそは、労働者階級にと

って充分「肯定」に値するものとして受けとられる。ところで、この「福祉國家」が、ひとたび「軍事國家」への傾斜を強め、さらに「戰時國家」に變貌すれば、蓄積基金を年々龐大ならしめてゆく長期的年金保險の組織機構は、軍事費調達機構に、また失業の解消と引換えに失業保險の組織機構は、戰時徵稅機構に、轉落せしめられる。これは單にファシズム獨裁下のドイツ社會保險制度の特殊な事例にとどまるものではなく、現段階における資本主義諸國の社會保險・社會保障制度が、現在すでに多かれ少かれ胎んでいる危険である。社會保險・社會保障制度をその本來的な窮乏化の緩和抑制の課題にとどまらせるためにも、現在の日本に見るような機構の官僚的=資本家的管理運営の排除と蓄積基金の運用に對する階級的監視とは、最も緊切な課題であるといわねばならない。

VI

われわれは、以上の考察で、戰後の「社會政策論争」によって新たに達成された社會政策理論と同じ枠の中において、『窮乏化法則』と社會政策との關連を把握しようとした。約言すれば、それは、「窮乏化法則」の實現を「變容」する諸事情のひとつ、社會政策の歴史的諸形態による法則實現の「變容」の可能性と殊にその限界を明らかにすることであった。「窮乏化法則」の法則としての貫徹をこの側面から明確に把握しようとするには、たとえそれが間接的な論證にとどまるにしても、現在なおその意義を消失したわけではない。それは、ベルンシュタイン=カウツキー的段階の問題の取上げ方であり、また「窮乏化法則」の検證を真正面に掲げているか否かの違いだけで社會政策史研究の日本における周知の過去の諸業績のすでに解決した問題にすぎないとのみいうわけにはゆかない。最低賃銀制や殊に社會保障制度が確立されるなら「窮乏化法則」とくに絕對的窮乏化法則は、もはや妥當しないという見解は、いまなお有力に説かれているからである。

しかし、現在の社會政策理論の枠の中での窮乏化問題の把握によっては、「窮乏化法則」の實現を變更する他の諸事情と社會政策との關連も充分に

51) 岸本英太郎、前掲、143 頁。

解明されたとはいひ難く、また諸事情のうち2つの基本的なもの—労働者階級の組織的抵抗と社會政策との關連は、社會政策の社會的必然性として明確に把握されているが、歴史的に見ても社會政策の枠を超えて展開されねばならなかつた労働者階級の抵抗が、「窮乏化法則」の實現「變容」のために成し遂げた役割は、決して充分に評價されているとはいえない。

資本主義の全般的危機の新たな戰後段階における社會政策理論の特に現時的な課題は、資本制的蓄積の一般法則=労働者階級の相對的絕對的窮乏化法則を貫徹させる諸要因を析出し、これらの諸要因間の關連を解明し、それぞれの要因に對する労働者階級の抵抗のあり方を有效適切に提示するとともに、資本主義の範圍内におけるその抵抗の達成しうる限界性を明らかにすることにあると思われる。ところで、戰後の「社會政策論争」によって達成された自らの社會政策理論に依據して、岸本教授は、「絕對的窮乏化法則を主張する現時の理論家たちは……古典的著作が示す絕對的窮乏化の諸指標をそのままとりきたって、それを形式

的に論證しようと躍起になっている有様である。」「かかる態度から絕對的窮乏化法則が理解できないのは誠に當然であるといわねばならないのである⁵²⁾」と批判して、その典型的な事例をクチンスキイの『労働者狀態の理論』に見出している。たしかに、はやくからいわれているように「資本主義諸國のプロレタリアートの窮乏化の過程は、統計資料に完全に反映されえないものである⁵³⁾。」しかし、だからといって「窮乏化法則」貫徹の諸要因を歴史的・實證的に把握・解明しようとするクチンスキイの問題意識とその解決の方向とが誤謬であるとはいえない。現在日本の最も支配的な社會政策理論が、もし社會政策の課題は「窮乏化法則」の抑制緩和であり、したがって、理論的にも法則實現の諸要因の分析をかかるものとしては取上げないというならば、そのような社會政策の本質把握や理論構造こそ、改めて反省さるべきなのである。

52) 岸本英太郎、前掲、147頁。

53) シヤー・リフ『世界労働者階級の賃金』(政治經濟研究所資料、7), 1948, 6頁。